

第6章 緑地の保全及び緑化推進のための施策方針

緑地の配置計画の実現に向けた施策方針については、以下に示す本計画の3つの基本方針ごとに、「たはらの骨格となる自然をまもる」は地域制緑地の指定方針について、「たはららしい身近な緑をつくる」は施設緑地の整備方針について、「たはらの豊かなくらしは市民がはぐくむ」は各主体の役割について検討を行った。その上で、施策方針を踏まえた施策の体系を整理した。

1. 地域制緑地の指定方針「たはらの骨格となる自然をまもる」

1-1. 法によるもの

地域制緑地の法によるものとしては、森林法による保安林区域、自然公園法による自然公園（三河湾国定公園、渥美半島県立自然公園）、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域に指定されており、これらの指定に配慮しながら、田原市の環境の骨格となる緑や自然環境の保全を行う。

1-2. 条例・協定等によるもの

臨海工業地帯では、公害防止協定に基づく緑化がなされており、臨海道路沿いには官民による緩衝緑地帯が設けられていることから、緑の保全のため、これらを維持管理する。

2. 施設緑地の整備方針「たはららしい身近な緑をつくる」

2-1. 都市公園

都市公園については、目標年次(2016年)までに一人当たりの面積10㎡を目標としている。その目標達成を目指して、市街地に隣接する中央公園、良好な歴史・文化とふれあえるスポットである大手公園、臨海部の緑の創出のための片西1号公園、片西2号公園について早期供用開始を図る。さらに、市街地の身近な緑を創出するため、土地区画整理事業における街区公園などの整備をはじめ、都市公園の整備を推進する。

表6-2-1：現在未供用、一部供用となっている都市公園の供用面積

公園・緑地名称	現況(2006年)の 供用面積(㎡)	全域整備後の公園面積(㎡)
中央公園	17,568	145,000
大手公園	0	3,100
片西1号公園	0	3,500
片西2号公園	0	1,000

2-2. 公共施設緑地

公共施設緑地のうち、農村公園や臨海部の港湾緑地など都市公園ではないが、公園緑地に準じた機能を持つ公園などについては、田原らしい緑の創出のため、臨海部をはじめ緑地整備を推進する。

公共公益施設における植栽地等については、緑や自然環境と利用の有機的なネットワーク化のため、幹線道路や市街地道路及び農道への花壇や街路樹の設置などによる緑化を推進する。また、学校などの公共施設については身近な緑の創出のため積極的な緑化を推進する。

2-3. 民間施設緑地

民間施設緑地については、緑や自然環境の保全のため、寺社境内の緑地や民間企業の工業緑地を維持する。

3. 各主体の役割「たはらの豊かなくらしは市民がはぐくむ」

シンボル公園ネットワーク計画は、先に示した基本理念に則り、市民一人ひとりが自然環境及び緑の保全や創出を手がけることで、理想とする都市環境や生活が実現するものである。

「たはらの骨格となる自然をまもる」及び「たはららしい身近な緑をつくる」を推進する様々な主体の参加を図ることとする。

(1) 市民・市民団体の役割

地域住民が協力して良好な自然環境と緑について、関心と理解を深め、保全と創出に努める。

(2) 事業者・関係団体の役割

自らが行っている環境への配慮、循環型技術の開発・応用などに積極的に取り組み、これらの取り組みについて情報公開を行うとともに市が実施する良好な自然環境と緑の保全・創出に協力する。

(3) 市の役割

自然環境と緑の保全と創出にかかる施策を策定・実施し、必要に応じ、国、県、他市町村、他県と協力し、広域的な取り組みを展開するとともに自然環境と緑の保全と創出にかかる施策の進行状況や市民・市民団体や事業者が必要とする支援策などの情報について公開に努める。

(4) 協働(パートナーシップ)

良好な自然環境及び緑の保全と創出を目指すためには、市民・市民団体、事業者・関連団体、市がそれぞれの役割に応じて取り組んでいくだけでなく、目的の達成に向け様々な主体が連携しつつ役割を果たしていく「協働(パートナーシップ)」の考え方にに基づき進める。

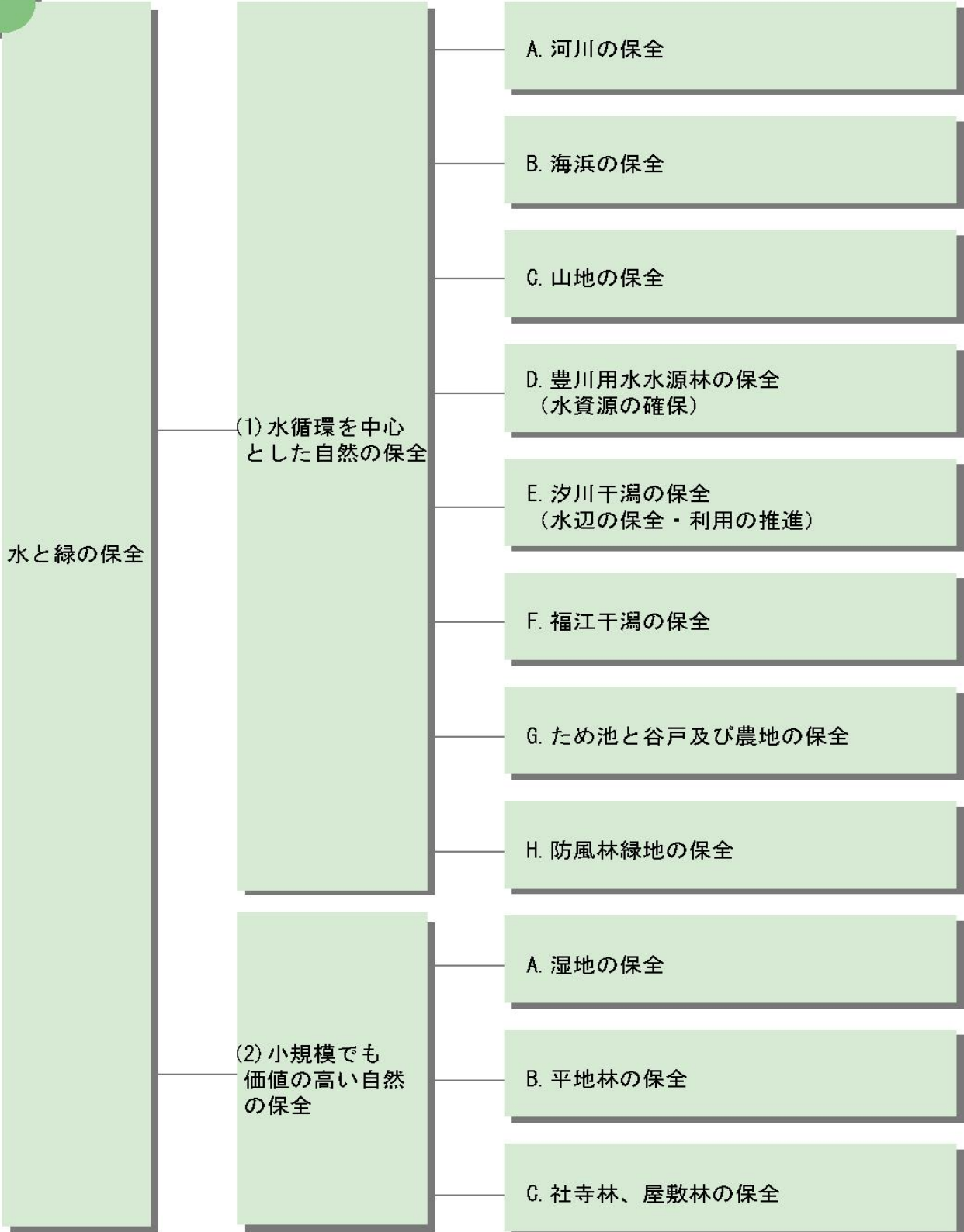
4. 施策の体系

先に設定した施策方針を実現するための具体的な施策について、本計画の3つの基本方針ごとに体系別に示した。

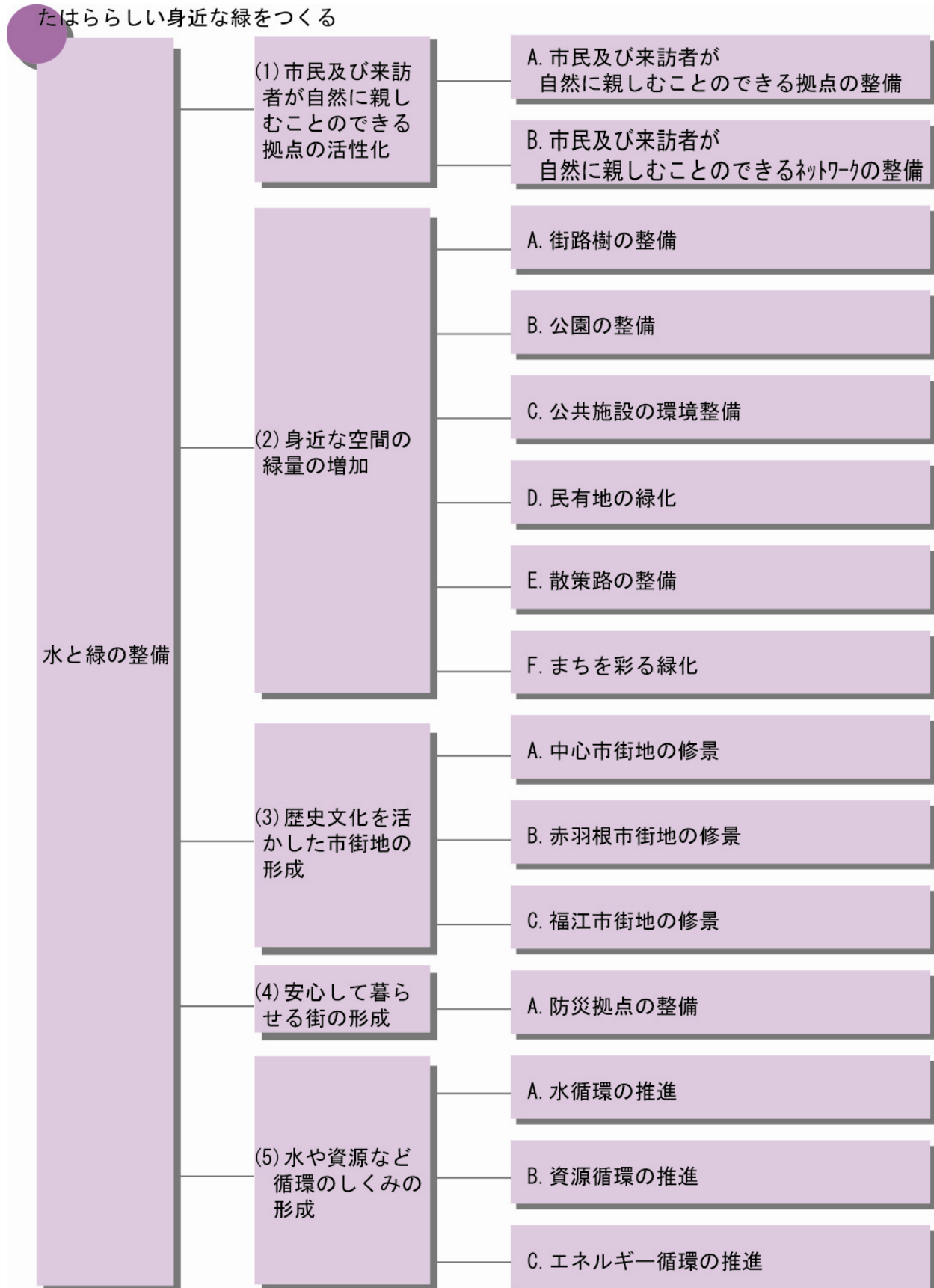
「たはらの骨格となる自然をまもる」、「たはららしい身近な緑をつくる」は、現況評価から緑の配置までの検討結果を踏まえ、現在実施中であり今後も継続していく施策や新規に取り組んでいく施策について整理した。

また、「たはらの豊かなくらしは市民がはぐくむ」は、現況評価や課題から、「たはらしの骨格となる自然をまもる」及び「たはららしい身近な緑をつくる」について市民や市民団体が主体となって推進していくための施策とし、現在実施中であり今後も継続していく施策や新規に取り組んでいく施策について整理した。特に、自然や緑に親しむことで、市民個人が緑をまもる及びつくる行動を実践し、個人の活動からより規模の大きい活動へ広げ、さらに、協働（パートナーシップ）の考えに基づいたネットワークによってより深く幅広い活動へとつなげていくとの観点から、施策について検討を行い整理した。

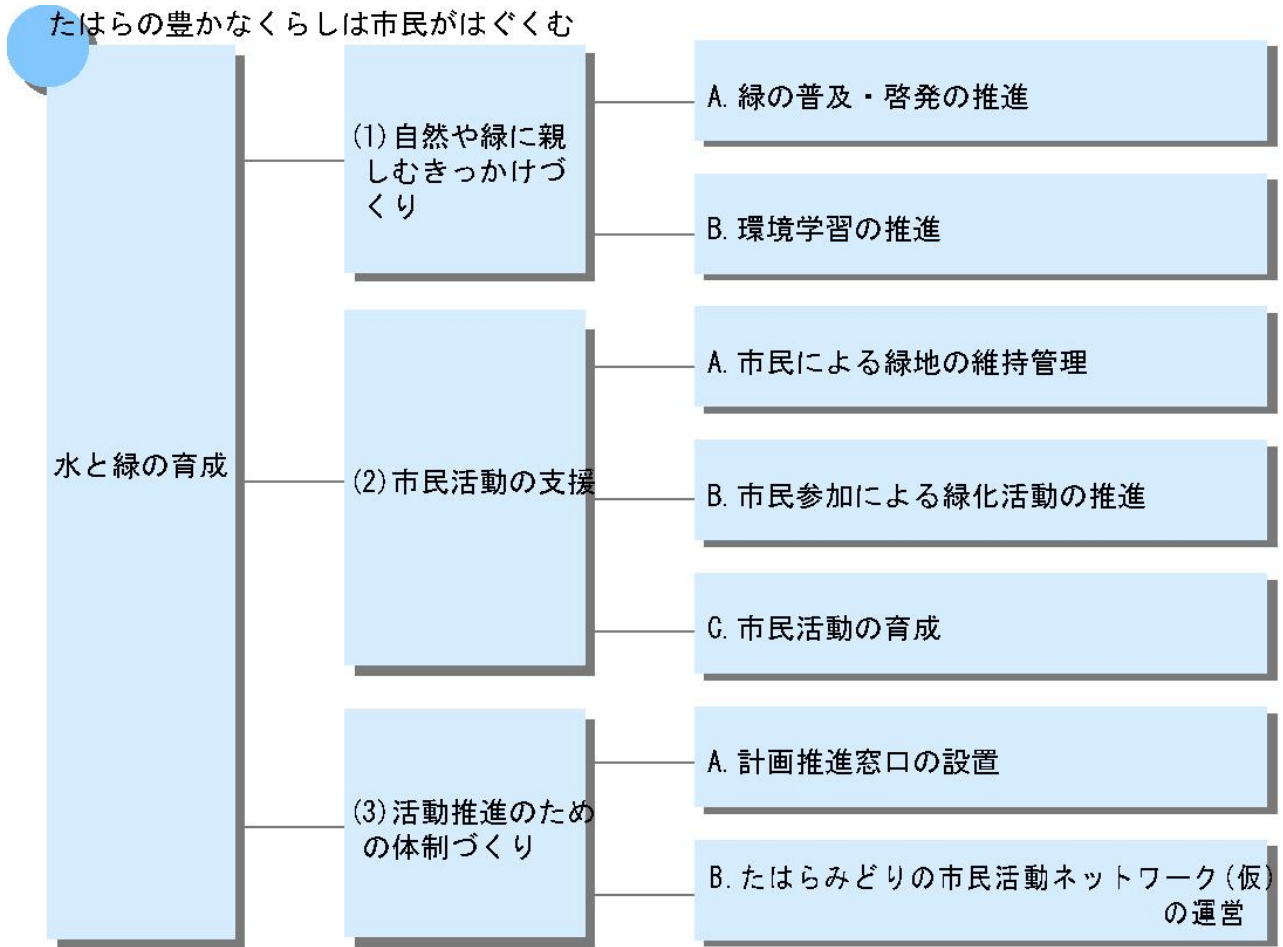
たはらの骨格となる自然をまもる



具体的な施策の内容については、「第8章シンボル公園ネットワーク計画における緑化重点施策」 「3. 自然保全・緑化活動推進のための重点施策」の129頁から135頁に記載した。



具体的な施策の内容については、「第8章シンボル公園ネットワーク計画における緑化重点施策」 「3. 自然保全・緑化活動推進のための重点施策」の136頁から156頁に記載した。



具体的な施策の内容については、「第8章シンボル公園ネットワーク計画における緑化重点施策」 「3. 自然保全・緑化活動推進のための重点施策」の157頁から182頁に記載した。